

令和 8 年度
大学の世界展開力強化事業
Q & A

令和 8 年 7 月

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局
参 事 官 （ 国 際 担 当 ）

独立行政法人日本学術振興会
基盤支援部大学連携課

目 次

※本項目立ては、公募要領の項目と一致させています。

2. プログラムについて-----	1
(1) 申請対象-----	1
Q2-(1)-① 第3モードの採択大学のみが申請対象となるのか。-----	1
Q2-(1)-② キャンパス・アジアプラス(CAプラス)について、中国及び韓国以外の対象となる国・地域はどこか。-----	1
Q2-(1)-③ キャンパス・アジア(CA)について、中国・韓国以外の国・地域(例えば香港や台湾)の大学が参加することは可能か。-----	1
Q2-(1)-④ 各コンソーシアムには、日中韓3か国からそれぞれ1以上の大学が参加する必要があるのか。-----	1
Q2-(1)-⑤ コンソーシアムを組む国・地域の大学について、それぞれ複数の大学が参加することは可能か。-----	1
Q2-(1)-⑥ CAプラス及びCAの基本的枠組みについて、学部レベルのみ、大学院レベルのみといった申請は可能か。-----	1
Q2-(1)-⑦ CAプラス及びCAの基本的枠組みについて、「3か月以上の交流」を推奨しているが、複数回に分けられた、または、複数国に跨った渡航の場合、交流期間として累積してカウントしてよいか。-----	1
Q2-(1)-⑧ CAプラス及びCAの基本的枠組みにある「⑥学生支援」に関し、参加学生全員に授業料免除を行わなければならないのか。-----	1
Q2-(1)-⑨ CAプラス及びCAの基本的枠組みについて、一か国から15名参加する場合も、CAプラス及びCAの枠組み対象者は10名となるのか、15名を対象としてよいのか。-----	2
Q2-(1)-⑩ CAプラス及びCAの基本的枠組みについて、1プログラムにつき年間派遣10人の参加学生に対して奨学金による支援を行うことが推奨されるとあるが、10人以上派遣する場合、どのように10人の学生を選択すればよいか。-----	2
Q2-(1)-⑪ CAについて、中国・韓国間の大学間交流も必要となるのか。-----	2
Q2-(1)-⑫ 国内(海外)連携大学を「追加」もしくは「変更」する計画での申請は可能か。-----	2
Q2-(1)-⑬ 第3モードと同一大学のコンソーシアムで対象とする学問分野を変更する計画での申請は可能か。-----	2
Q2-(1)-⑭ 日中韓の3か国の大学間コンソーシアムが実施する短期交流プログラムに、ASEANの協定大学の学生が参加する場合、申請するタイプはCAプラス、CAどちらになるのか。-----	2

Q 2－(1)－⑮ 本事業に申請する交流プログラムには、「I. 交流プログラムの内容」にある<記載すべきプログラム内容>のうち、③に掲げる4つの観点について、全てを含めなければならないのか。-----	3
Q 2－(1)－⑯ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施にあたり、留意すべきガイドライン等はあるか。-----	3
Q 2－(1)－⑰ 研究交流も対象となるのか。プログラムの中で、学生を調査研究に従事させることもできるのか。-----	3
Q 2－(1)－⑱ 短期交流やオンライン交流を含めることは可能か。-----	3
Q 2－(1)－⑲ 学生の1回の滞在期間に制限はあるか。-----	3
Q 2－(1)－⑳ 国内連携大学ではないが、プログラム実施の上で他の国内大学を、「国内協力校」と位置付けて協力いただくことは可能か。可能な場合、注意すべき点はあるか。-----	3
Q 2－(1)－㉑ 国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を参加させてもよいのか。-----	4
Q 2－(1)－㉒ オンラインのみで実施するプログラムは認められるのか。-----	4
Q 2－(1)－㉓ 留学前後等にオンライン教育を積極的に活用すべきか。-----	4
Q 2－(1)－㉔ 各指標の必須指標については、高ければ高いほど良いのか。-----	4
Q 2－(1)－㉕ 「外国語力基準」とは何か。-----	4
Q 2－(1)－㉖ 必須指標 v 「プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数」とあるが、この場合の「留学」は、オンラインのみの学生交流も含まれるのか。-----	4
Q 2－(1)－㉗ JV-Campus の利用は必須か。-----	5
Q 2－(1)－㉘ JV-Campus の具体的な利用方法や利用手続き等については、どのように確認すればよいのか。-----	5
Q 2－(1)－㉙ 「学修歴証明のデジタル化や、マイクロレデンシャルなどの発行・活用」とあるが、具体的に何を指すのか。-----	5
Q 2－(1)－㉚ 学修歴証明のデジタル化について、最低限実施すべき要件はあるか。-----	5
Q 2－(1)－㉛ 学修歴証明のデジタル化にあたり、留意すべきガイドラインなどはあるか。-----	6
Q 2－(1)－㉜ 「プログラムの横展開・波及に際して、JV-Campus 等に提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用する」とあるが、横展開・波及に際して JV-Campus を積極的に活用することを推奨するという趣旨か。-----	6
(2) 選定件数 -----	6
Q 2－(2)－① 他の補助事業にも申請する予定であるが、本プログラムへの申請件数は制限されるのか。-----	6
(3) 補助期間 -----	6

Q 2 - (3) - ①	なぜ1年限りの支援なのか。	6
(4) プログラムの規模		6
Q 2 - (4) - ①	申請に当たり、補助金上限額まで計上しなければならないのか。	6
3. 申請資格・要件等		7
(1) 申請者等		7
Q 3 - (1) - ①	国内の複数大学合同での申請は可能か。	7
Q 3 - (1) - ②	プログラム選定後、国内連携大学の追加は可能か。	7
Q 3 - (1) - ③	大学以外の機関であっても国内連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。	7
Q 3 - (1) - ④	単独で実施する取組より複数連携して実施する取組の方が望ましいのか。	7
Q 3 - (1) - ⑤	国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合、申請の代表機関となる主となる1つの大学とはどのように考えるべきか。	7
Q 3 - (1) - ⑥	海外連携大学について、複数の大学が参加することは可能か。	7
Q 3 - (1) - ⑦	プログラム選定後、海外連携大学の追加は可能か。	7
Q 3 - (1) - ⑧	大学以外の機関であっても海外連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。	8
Q 3 - (1) - ⑨	海外連携大学への分担金の配分は可能か。	8
Q 3 - (1) - ⑩	全学的な取組でなければ申請できないのか。	8
(3) 申請資格		8
Q 3 - (3) - ①	学士課程で収容定員充足率が一つの学部で70%未満の場合、申請できるか。	8
Q 3 - (3) - ②	申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。	8
4. 申請書の作成		8
(1) 申請書等		8
Q 4 - (1) - ①	図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。	8
Q 4 - (1) - ②	様式の改変はできないのか。	8
Q 4 - (1) - ③	〔基本情報〕「事業責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。	9
Q 4 - (1) - ④	〔基本情報〕「本事業経費」はどのように記入すればよいのか。	9

Q 4 - (1) - ⑤	[基本情報]「本事業事務総括者部課の連絡先」を記入する目的は何か。-----	9
Q 4 - (1) - ⑥	「日本人学生」の定義及び必須指標 i に記入する「日本人学生の派遣数」の定義はあるか。-----	9
Q 4 - (1) - ⑦	「外国人学生」の定義及び必須指標 ii に記入する「外国人学生の受入数」の定義はあるか。(「留学」の在留資格を有する者の数のみでよい。)-----	9
Q 4 - (1) - ⑧	交流人数のカウントについて、①一つの交流プログラムにおいて、同一の学生を複数回派遣する場合は、どのようにカウントすればよい。②一回の派遣で、複数の国・地域(大学)を回る交流プログラムに参加する学生については、どのようにカウントすればよい。その場合、計画調書様式 1 ③ i、ii はどのように記入すればよい。また、①②とも、受入に関してはどのようにカウントすればよい。-----	10
Q 4 - (1) - ⑨	計画調書の様式 1 「③必須指標の設定」 i、ii に記入する「実際に渡航する学生」には、実渡航とオンラインを組み合わせるハイブリッドの学生を含めてもよいのか。-----	10
Q 4 - (1) - ⑩	計画調書の様式 2 「補助期間における各経費の明細」はどのように記載したらよい。-----	10
Q 4 - (1) - ⑪	計画調書の様式 2 「補助期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点は何。-----	10
5. 選定方法等	-----	10
(2) プログラム委員会による意見	-----	10
Q 5 - (2) - ①	プログラム計画が選定される際に、委員会から「プログラムの改善のための意見」が付された場合、計画調書の計画を修正して再提出する必要があるか。-----	10
7. 申請書等の提出	-----	11
(1) 提出方法	-----	11
Q 7 - (1) - ①	計画調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。-----	11
8. 補助金の交付等	-----	11
(1) 補助金の交付	-----	11
Q 8 - (1) - ①	本補助事業に間接経費の配分はあるのか。-----	11
Q 8 - (1) - ②	本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。-----	11
Q 8 - (1) - ③	補助対象経費の総額は、補助金申請額と大学負担額を合計した金額とあるが、この	

場合の大学負担額には、海外連携大学が負担する経費も含めることを想定しているのか。-----	11
Q 8 - (1) - ④ 海外連携大学の備品等を購入することは可能か。-----	11
Q 8 - (1) - ⑤ プログラムで実施する取組に国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を TA や SA のような立場で参加させる場合に、当該学生に対して旅費や交通費を本補助金から支出するこ とは可能か。-----	11
Q 8 - (1) - ⑥ 学生への修学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。	12
Q 8 - (1) - ⑦ 公募要領（別添 4）「学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の 30% を超 えないください。」とは、どういう意味か。-----	12
Q 8 - (1) - ⑧ 学生支援経費にて学生の派遣を行う際に、日本を含まない 2 国間、例えば ASEAN 諸 国間の交流において、補助金から旅費を支出することは可能か。-----	12
Q 8 - (1) - ⑨ 学生への支援として航空券代や宿泊費を支援する場合、大学が主体となって契約し なければならないのか。-----	12
Q 8 - (1) - ⑩ 学生がプログラムに参加するに際し、授業料やプログラム受講料が必要となる場 合、当該費用に対して補助金を充当することは可能か。-----	12
Q 8 - (1) - ⑪ 海外へ派遣する学生に対し、学生支援経費を支出する場合、その対象は日本人学生 （日本国籍を有する学生）に限定されるか。-----	12
Q 8 - (1) - ⑫ 学生支援経費による支援の対象となる学生の選考に関する規程を定めるに当たって の留意点はあるか。-----	13
Q 8 - (1) - ⑬ プログラムの中で学生が施設見学等を実施する場合、当該施設見学にかかる費用 （施設見学科等）を支出することは可能か。-----	13
Q 8 - (1) - ⑭ 学生のプログラムの参加に係る電車代について、学生支援経費として支出可能か。 -----	13
Q 8 - (1) - ⑮ 学生支援経費として、国内移動に係る交通費や乗車回数券等には原則として使用で きないと記載されているが、例外的に使用できる場合としてはどのようなことが想定されるか。---	13
Q 8 - (1) - ⑯ 受入れた外国人学生の宿舎として大学自己所有の留学生宿舎を借上げるために本補 助金から支出することは可能か。-----	13
Q 8 - (1) - ⑰ 宿泊施設を利用する際の朝食等の食事代は支出可能か。-----	13
Q 8 - (1) - ⑱ 学生の海外への派遣及び海外からの受入に係る「旅券」や「査証」等の取得・申請 手数料に対し、学生支援経費として補助金から支出を行うことは可能か。また、学生支援の経費として 宿舎借上のための施設・設備使用料への支出を行う場合、当該宿舎使用に係る「電気代」や「水道代」 を宿舎借上のための施設・設備使用料に含めてよい。-----	14
Q 8 - (1) - ⑲ 設備備品費、委託費、学生支援経費については、補助対象経費の総額を基準に上限 が定められているが、補助対象経費は補助事業に要した補助対象経費の総額（実支出額）を指すのか、	

あるいは交付決定に係る補助対象経費の総額を指すのか。----- 14

Q 8 - (1) - ㊹ 本補助事業において、学生の受入・派遣に係る航空券を支給した学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金を支給することは可能か。 - 14

9. その他 -----14

Q 9 - (1) - ① 本事業に申請しない場合、第 4 モードの公募に際し、影響がでることあるのか。
----- 14

※本項目立ては、公募要領の項目と一致させています。

2. プログラムについて

(1) 申請対象

Q 2 - (1) - ① 第3モードの採択大学のみが申請対象となるのか。

A. 本事業については、事業目的に鑑み、C A プラス及びC A とともに、第3モードで採択されたプログラムのみを公募の対象としております。

Q 2 - (1) - ② キャンパス・アジアプラス (C A プラス) について、中国及び韓国以外の対象となる国・地域はどこか。

A. A S E A N (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム) となります。

Q 2 - (1) - ③ キャンパス・アジア (C A) について、中国・韓国以外の国・地域 (例えば香港や台湾) の大学が参加することは可能か。

A. 中国・韓国以外の国・地域の大学が参加することはできません。

Q 2 - (1) - ④ 各コンソーシアムには、日中韓3か国からそれぞれ1以上の大学が参加する必要があるのか。

A. 原則、日中韓3か国からそれぞれ1以上の大学が参加する必要がありますが、本事業については、中国の大学の参加については任意とします。

Q 2 - (1) - ⑤ コンソーシアムを組む国・地域の大学について、それぞれ複数の大学が参加することは可能か。

A. それぞれ複数の大学が参加することが可能です。

Q 2 - (1) - ⑥ C A プラス及びC A の基本的枠組みについて、学部レベルのみ、大学院レベルのみといった申請は可能か。

A. 学部レベルのみ、大学院レベルのみ、学部及び大学院レベル両方、いずれの申請でも可能です。

Q 2 - (1) - ⑦ C A プラス及びC A の基本的枠組みについて、「3か月以上の交流」を推奨しているが、複数回に分けられた、または、複数国に跨った渡航の場合、交流期間として累積してカウントしてよいのか。

A. 一貫したプログラムとして計画・実施されているものであれば、交流期間として累積してカウントしてください。

Q 2 - (1) - ⑧ C A プラス及びC A の基本的枠組みにある「⑥学生支援」に関し、参加学生全員に授業料免除を行わなければならないのか。

A. 基本的枠組みとしては、学生は各々の所属大学に授業料を払い、コンソーシアムを構成する大学間

の授業料は相互免除とします。なお、各コンソーシアムの裁量により、学費自己負担の学生を追加で受け入れることは可能です。

Q 2 - (1) - ⑨ C A プラス及びC A の基本的枠組みについて、一か国から15名参加する場合も、C A プラス及びC A の枠組み対象者は10名となるのか、15名を対象としてよいのか。

A. 10名はあくまで推奨される人数であり、15名をC A プラス及びC A の対象とすることは可能です。

Q 2 - (1) - ⑩ C A プラス及びC A の基本的枠組みについて、1プログラムにつき年間派遣10人の参加学生に対して奨学金による支援を行うことが推奨されるとあるが、10人以上派遣する場合、どのように10人の学生を選択すればよいのか。

A. 文部科学省で特定の基準は定めていません。各大学において、連携大学と調整して決めてください。

Q 2 - (1) - ⑪ C A について、中国・韓国間の大学間交流も必要となるのか。

A. 公募要領に記載のとおり、本事業においては中国の大学の参加は任意となりますので、中国・韓国間の大学間交流も必要とするものではありませんが、日本だけでなく、他の参加大学も相互に交流できるプログラムになるよう計画してください。

Q 2 - (1) - ⑫ 国内（海外）連携大学を「追加」もしくは「変更」する計画での申請は可能か。

A. 第3モードで連携した大学が1国の中に1大学もない場合を除き、「追加」、「変更」いずれであっても、申請は可能です（中国の場合は任意）。なお、変更する場合は、「I. 交流するプログラムの内容」の欄にその理由を記載するようにしてください。

Q 2 - (1) - ⑬ 第3モードと同一大学のコンソーシアムで対象とする学問分野を変更する計画での申請は可能か。

A. 各コンソーシアムにて、変更後の学問分野がこれまでの取組と関連性・継続性を有するものであるとして大学で整理されている場合は、申請可能です。なお、学問分野の変更に加えて、国内（海外）連携大学を「追加」もしくは「変更」して申請する場合は、Q 2 - (1) - ⑫に準じてください。

Q 2 - (1) - ⑭ 日中韓の3か国の大学間コンソーシアムが実施する短期交流プログラムに、ASEANの協定大学の学生が参加する場合、申請するタイプはC A プラス、C A どちらになるのか。

A. 本事業は、学生交流にとどまらず、海外大学との大学間交流を念頭に置いているため、単にASEAN出身の学生が交流プログラムに参加するだけでは、C A プラスとは言えません。

I. 交流プログラムの内容

<記載すべきプログラム内容>

Q 2 - (1) - ⑮ 本事業に申請する交流プログラムには、「I. 交流プログラムの内容」にある<記載すべきプログラム内容>のうち、③に掲げる4つの事項について、全てを含めなければならないのか。

A. これらの事項を踏まえて設定された審査項目及び審査の観点※により審査を行いますので、全ての事項に何らかの形で留意したプログラム計画を策定することが望まれます。

※「審査項目」の詳細は審査要項をご確認ください。

Q 2 - (1) - ⑯ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施にあたり、留意すべきガイドライン等はあるか。

A. 例えば、中韓との交流については、「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン」(※1)及び「共通質保証基準」(※2)などがありますので適宜参照願います。このほか、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の「高等教育の資格の承認に関する世界規約」(※3)では、「部分的な修学の承認」や、「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評価の趣旨や考え方を示しています。これらを十分に理解したうえで、プログラムを構築・実施してください。

(※1)

https://warp.ndl.go.jp/web/20241103051005/www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1303468.htm

(※2) https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/intl_engagement/qacampusasia/media-download/10354/1caebd615088b047/

(※3) https://www.mext.go.jp/content/20220921-mxt_koktou01-100014805-1.pdf

Q 2 - (1) - ⑰ 研究交流も対象となるのか。プログラムの中で、学生を調査研究に従事させることもできるのか。

A. 本事業は、学生の教育を目的とした補助事業となりますので、原則として教育交流が支援の対象となります。申請されるプログラム計画と関連性のない調査研究に学生を参加させる場合は、支援の対象となりませんのでご注意ください。ただし、交流プログラム構築に係る教員交流や、大学院レベルの学生の教育を目的とした研究交流など、プログラム計画の一環として体系的に実施される場合は支援の対象となります。

Q 2 - (1) - ⑱ 短期交流やオンライン交流を含めることは可能か。

A. 可能です。ただし、短期交流やオンライン交流がプログラムの中心になるものではなく、あくまで、より中長期の実渡航数の増加や教育効果を最大限に高めることがプログラムの中心であることが前提です。

Q 2 - (1) - ⑲ 学生の1回の滞在期間に制限はあるか。

A. 学生の1回の滞在期間に制限はありません。

Q 2 - (1) - ⑳ 国内連携大学ではないが、プログラム実施の上で他の国内大学を、「国内協力校」と位置付けて協力いただくことは可能か。可能な場合、注意すべき点はあるか。

- A. 国内連携大学以外の大学を「国内協力校」と位置付けて協力いただくことは可能です。ただし、国内協力校の学生に対しては、補助金から学生支援経費を支出することはできず、計画調書等においても、交流する日本人学生数に含めることはできません。

Q 2 - (1) - ㉑ 国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を参加させてもよいのか。

- A. 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展・横展開・波及への貢献は、本プログラムの趣旨に沿ったものであり、可能な取組について、国内連携大学・海外連携大学ではない他大学の学生も参加させることは可能です。ただし、国内連携大学・海外連携大学ではない他大学の学生に対して、補助金から学生支援経費を支出することはできません。また、計画調書等においても、交流学生数に含めることはできません。

Q 2 - (1) - ㉒ オンラインのみで実施するプログラムは認められるのか。

- A. オンラインのみのプログラムを否定することはありませんが、実渡航による交流が本事業の基盤であることから、実渡航もしくは実渡航とオンラインのハイブリッドで交流するプログラムを推奨します。

Q 2 - (1) - ㉓ 留学前後等にオンライン教育を積極的に活用すべきか。

- A. 留学前後等にオンライン教育を積極的に活用することで、留学の効果を高めるよう工夫してください。

<必須指標の設定>

Q 2 - (1) - ㉔ 各指標の必須指標については、高ければ高いほど良いのか。

- A. 必須指標として設定する目標については、一義的には目標値が高いほど評価される性格を有しているものの、すべての指標が高ければ高いほど良いというものではありません。大学それぞれの歴史や理念、強み・特色を踏まえ、設定する数値目標は、実現可能性があり、かつ魅力的な構想を実現するための「最適値」であることが重要です。

Q 2 - (1) - ㉕ 「外国語力基準」とは何か。

- A. 「外国語力基準」とは、客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準を想定しており、例えば、英語能力の場合大学が自ら開発した客観的な指標の使用を推奨しますが、その他にも TOEIC や TOEFL、IELTS 等の外部試験等を利用(※)することも考えられます。プログラムで大学が設定した養成する人物像に照らし、必要とされる水準を設定してください。

※ただし、本補助金において、TOEIC 等の、一般的に学生本人が負担することが適当と考えらえる経費を支出することはできませんのでご留意ください。(「国際化拠点整備事業費補助金 Q & A」Q 3-47 参照)

Q 2 - (1) - ㉖ 必須指標 v 「プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数」とあるが、この場合の「留学」は、オンラインのみの学生交流も含まれるのか。

- A. オンラインのみの学生交流、海外で実施される学会への参加については、これに含まれません。プログラムにおいて、実渡航を伴う留学により日本人学生が取得した単位数を指標として設定してください。

Ⅱ. 推奨される取組

<JV-Campus などのオンラインプラットフォームの活用>

Q 2 - (1) - ⑳ JV-Campus の利用は必須か。

A. JV-Campus の利用は必須ではありませんが、積極的な活用を推奨します。ただし、既に JV-Campus と同等の機能・システムを活用しており、その有効性・経済性が明らかな場合は、その内容（質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、学修歴証明のデジタル化やマイクロクレデンシャルなどの発行・活用、横展開・波及に関するものを含む）を計画調書に記載してください。

Q 2 - (1) - ㉑ JV-Campus の具体的な利用方法や利用手続き等については、どのように確認すればよいか。

A. JV-Campus では、各機関に対して、個別機関 Box という各大学が独自のコンテンツを発信する Box を提供します。個別機関 Box からは、①ポータルとしてご利用いただき、各機関のコンテンツにリンクを張るという形でのご利用方法と、②JV-Campus を LMS/Mooc として使用し、コンテンツそのものも JV-Campus ドメイン上から発信する、という2つのオプションでの利用が可能です。ご利用の際には、個別機関 Box 利用規約を承知の上、同意書を提出していただきます。

また、各機関が連携する海外機関のコンテンツ発信には、①各機関が持つ個別機関 Box の中に海外機関のコンテンツを入れて発信する方法、②海外機関が独自に個別機関 Box を持ってコンテンツを発信する方法、があります。各機関が持つ個別機関 Box から海外機関のコンテンツを発信する場合は、著作権等を含めて、各機関が海外機関のコンテンツに関して責任を負うこととなります。海外機関が独自に個別機関 Box を持ってコンテンツを発信する場合には、海外機関に JV-Campus の個別機関 Box 利用規約を承認いただき同意書を提出していただく必要があり、同意書が提出されない場合には JV-Campus からのコンテンツ発信はできません。

上記の他、以下の JV-Campus ホームページに必要な説明資料等が掲載されています。不明な点については、JV-Campus 事務局に直接ご確認ください。

<https://www.jv-campus.org/terms-provider/individual-institution-box-usage-agreement/>

なお、特定の個別機関 Box から配信されるコンテンツの著作権等の権利は、その個別機関 Box を利用している機関に帰属されるものです。JV-Campus は、公衆送信者として公衆送信によりユーザにプラットフォームサービスを提供するために必要な範囲に限り、個別機関 Box から配信されるコンテンツを利用することができるものとします。

Q 2 - (1) - ㉒ 「学修歴証明のデジタル化や、マイクロクレデンシャルなどの発行・活用」とあるが、具体的に何を指すのか。

A. 申請大学から海外大学への進学や留学をする際に適切・円滑に受領されうる技術面・内容面において国際通用性が担保されるデジタル学修歴証明やマイクロクレデンシャルの発行、申請大学における入学試験等において海外高校や大学等が発行したデジタル学修歴証明等が適切・円滑に正式な入学資格として扱われる体制やシステムの整備等を図ることを指します。

Q 2 - (1) - ㉓ 学修歴証明のデジタル化について、最低限実施すべき要件はあるか。

A. 海外相手大学において成績証明書が電子的に発行される場合、自大学の学生が海外相手大学で履修した科目の成績証明書類を電子媒体で受領したり、自大学が発行する成績証明書類を電子的に発行できるような体制を整えていくことが望ましく、少なくとも学修歴証明のデジタル化に向けた取り組みに着手することについて、具体的に計画調書に記載することを要件としています。

※参考 一般社団法人国際教育研究コンソーシアムが実施する「学修歴証明書デジタル化実証実験」

<http://recsie.or.jp/project/digital-fce>

Q 2 - (1) - ㉔ 学修歴証明のデジタル化にあたり、留意すべきガイドラインなどはあるか。

- A. 以下 URL の「文部科学省 令和 5 年度先導的大学改革推進委託事業 大学等における学修歴証明書のデジタル化の導入及び普及展開に関する調査研究「デジタル学修歴証明導入手引き」」などを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418410_00005.htm

Q 2 - (1) - ㉕ 「プログラムの横展開・波及に際して、JV-Campus 等に提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用する」とあるが、横展開・波及に際して JV-Campus を積極的に活用することを推奨するという趣旨か。

- A. そのとおりです。作成した教育コンテンツの公表に際し、JV-Campus を積極的に活用することを推奨する趣旨です。ただし、既に JV-Campus と同等の機能・システムを活用しており、その有効性・経済性が明らかな場合は、その内容（横展開・波及に関するものを含む）を計画調書に記載してください。

(2) 選定件数

Q 2 - (2) - ① 他の補助事業にも申請する予定であるが、本プログラムへの申請件数は制限されるのか。

- A. 他の補助事業への申請によって、本プログラムへの申請件数が制限されることはありません。ただし、両方で選定された場合、事業の内容に重複があると本プログラムとして経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請してください。

(3) 補助期間

Q 2 - (3) - ① なぜ 1 年限りの支援なのか。

- A. 公募要領の「1. 背景・目的」で示したとおり、本事業については、第 3 モードを 1 年延長し、実渡航による交流実績の更なる蓄積や課題を洗い出すことによって第 4 モードをより良い形で開始するという趣旨の下、第 3 モードから第 4 モードに向けて継続的に事業を実施する発展的かつ意欲的な計画に対して、審査の上、今年度限りの財政支援を実施することとしております。そのため、本事業については、令和 8 年度限りの支援としております。

(4) プログラムの規模

Q 2 - (4) - ① 申請に当たり、補助金上限額まで計上しなければならないのか。

- A. 補助期間の計画策定に当たり、本プログラムの予算額については、プログラムの規模や費用対効果等を勘案するとともに、本事業の補助期間が令和 8 年度末までと限られていることも踏まえ、真に必要な額を計上してください。審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大であったり不必要な経費を計上したりすることは評価に影響することとなります。また、本補助金は厳しい財政状況の中、基盤的な財政支援に加えて国が政策誘導的に支援するものですので、最小の費用で最大の効果が上がるようプログラム計画を作成してください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

Q3-(1)-① 国内の複数大学合同での申請は可能か。

A. 国内の大学が複数連携して実施する取組も申請が認められます。その場合、主となる1つの大学が代表して申請することとなります。

Q3-(1)-② プログラム選定後、国内連携大学の追加は可能か。

A. プログラム選定後の国内連携大学の追加は認めていません。

Q3-(1)-③ 大学以外の機関であっても国内連携機関（パートナー機関）となることのできるのか。

A. 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムを構築することが必要ですので、直接の国内連携相手は、学位授与権のある大学ですが、大学以外の機関（民間企業等含む）が取組に参加・協力することも可能です。ただし、大学以外の機関に対しては、謝金や委託費等による経費の支出は可能ですが、連携機関として経費を配分することはできませんのでご注意ください。なお、こうした機関が参加する場合は、その必然性・効果について計画調書内で十分に説明してください。

Q3-(1)-④ 単独で実施する取組より複数連携して実施する取組の方が望ましいのか。

A. 取組によっては、必ずしも複数で連携して取り組むことが適切でない場合もあり、一概に複数連携して実施する取組の方が望ましいということはありません。各プログラムの目的に応じて、適切にご判断ください。

Q3-(1)-⑤ 国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合、申請の代表機関となる主となる1つの大学とはどのように考えるべきか。

A. 申請されるプログラム計画における海外連携大学との交流実績や関係などを勘案し、事業の実施の取りまとめを担うのに相応しい大学を関係大学間で協議の上、適切にご判断ください。

Q3-(1)-⑥ 海外連携大学について、複数の大学が参加することは可能か。

A. 海外連携大学数の要件はないため、複数の大学が参加することは可能です。

Q3-(1)-⑦ プログラム選定後、海外連携大学の追加は可能か。

A. 新たな海外の大学がプログラム計画に参画することについては、本事業の発展に貢献し得るものであることから、申請時の構想に対し、目標を下方修正又は計画を中止するものではないことや、プログラムの一貫性、質の維持・向上が妨げられないことなどの一定の条件の基で認めています。条件及び必要な手続きについては、必要に応じて個別に文部科学省にお問い合わせください。

Q3-(1)-⑧ 大学以外の機関であっても海外連携機関（パートナー機関）となることができるのか。

A. 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムを構築することが必要ですので、直接の海外連携相手は、学位授与権のある大学ですが、大学以外の機関（民間企業等含む）が取組に参加・協力することも可能です。また、大学以外の機関に対しても、謝金や委託費等による経費の支出は可能です。なお、こうした機関が参加する場合は、その必然性・効果について計画調書内で十分に説明してください。

Q3-(1)-⑨ 海外連携大学への分担金の配分は可能か。

A. 海外連携大学に対して、分担金を配分することはできません。分担金は国内連携大学にのみ配分可能ですので、ご留意ください。なお、海外連携大学に対して、謝金や委託費等による経費の支出は可能です。

Q3-(1)-⑩ 全学的な取組でなければ申請できないのか。

A. 一部の学部又は研究科等で実施するプログラムであっても申請の対象となります。ただし、本プログラムでは、質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施の他、大学全体の国際通用性ある体制の構築、第4モードの取組につながるような継続性のある取組、プログラムの横展開・波及等を求めている、これらは全学的な協力体制のもとで実現し得るものと考えています。全学的な教育改革の一環として、プログラムを実施する学部等のみならず、全学的な協力体制の下でプログラムを構築・実施してください。

(3) 申請資格

Q3-(3)-① 学士課程で収容定員充足率が一つの学部で70%未満の場合、申請できるか。

A. 学士課程全体のため、一つの学部で70%未満でも全体で70%以上であれば申請は可能です。ただし、設置する学部のうち、70%未満のものが申請事業の取組対象である場合には申請できません。

Q3-(3)-② 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A. 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条に該当し、令和7年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

Q4-(1)-① 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとすべきか。

A. 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、内容が明瞭で判読しやすい資料となるよう注意してください。

Q4-(1)-② 様式の改変はできないのか。

A. 指定した様式に、記入要領等に基づき記載してください。なお、項目の順番入れ替え等は認められ

ません。

Q 4 - (1) - ③ 「基本情報」 「事業責任者」 欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

A. 事業責任者は申請する取組を実施する責任者となりますので、大学に所属する常勤の役員又は教員に限ります。

Q 4 - (1) - ④ 「基本情報」 「本事業経費」 はどのように記入すればよいのか。

A. 「本事業経費」 については、「補助金申請額」を補助金上限額以内とし、「補助金申請額」と「大学負担額」の合計が「事業規模（総事業費）」と一致するように記入してください。なお、当該記入欄に記入する金額は、様式 2 「補助期間における各経費の明細」の「補助金申請額」、「大学負担額」、「事業規模（総事業費）」に記入した金額と一致するよう確認の上、記入してください。

Q 4 - (1) - ⑤ 「基本情報」 「本事業事務総括者部課の連絡先」を記入する目的は何か。

A. 本プログラムに関することについて、文部科学省や日本学術振興会からの連絡事項を確実に伝達し、学内に周知が図られるよう、大学側の窓口として「本事業事務総括者部課の連絡先」を設定し、必要な事項を記入してください。

なお、選定後の事業の実施に当たり、選定された大学に対して文部科学省や日本学術振興会からの連絡を行う際も、上記の担当者を通じて行うこととしています。そのため、計画調書提出後に上記の担当者に関する情報に変更があった場合は、速やかに文部科学省及び日本学術振興会に連絡してください。

Q 4 - (1) - ⑥ 「日本人学生」の定義及び必須指標 i に記入する「日本人学生の派遣数」の定義はあるか。

A. 「日本人学生」の定義は、原則、日本国籍を有し、申請大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する学生となります。ただし、計画調書において必須指標として掲げる「日本人学生の派遣数」としては、事業の性質に鑑みた上で、その運用上支障がない場合（例：海外連携大学が日本国籍以外の留学生の受入を認めている場合）に限り、申請大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する外国籍の学生を含めることを可としますが、日本国籍を有する学生数とのバランスに配慮してください。これらを踏まえて、日本人学生の定義に日本国籍を有する者以外の学生を含める場合、それらの学生の数や国籍等について、フォローアップ活動で記載を求める可能性がありますので、各大学において申請時点において明確化し、把握しておくようご注意ください。

Q 4 - (1) - ⑦ 「外国人学生」の定義及び必須指標 ii に記入する「外国人学生の受入数」の定義はあるか。（「留学」の在留資格を有する者の数のみでよい。）

A. 「外国人学生」の定義は、原則として日本国籍以外の留学生とします。また、計画調書において必須指標として掲げる「外国人学生の受入数」としては、多様な留学生の受入を幅広く把握するとともに、短期留学の促進の観点から、「出入国管理及び難民認定法」別表 1 に定める「留学」の在留資格を有する者に加えて、プログラム計画における目標設定に応じて以下の者についても計上してください。

・「留学」の在留資格を有さない短期留学生（主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも学位取得を目的とせず、他国・地域の大学等における学修、異文化体験、語学の習得などを目的として、概ね 1 学年以内の 1 学期又は複数学期、教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける者のほか、単位取得やサーティフィケートの取得を目的として、1 学期未満又は短期滞在として留学している者）

- ・「日本人の配偶者等」などの在留資格により大学に在学する者（ただし、計画調書の様式1「③必須指標の設定」iにおいて「日本人学生数」にカウントした者を含めることは出来ません。）
- ・学位や単位の取得を目的とはしないものの、大学院生レベルの教育指導を受ける外国人研究者として当該大学が受け入れている者（短期留学生、研究生等）

Q 4－（１）－⑧ 交流人数のカウントについて、①一つの交流プログラムにおいて、同一の学生を複数回派遣する場合は、どのようにカウントすればよいか。②一回の派遣で、複数の国・地域（大学）を回る交流プログラムに参加する学生については、どのようにカウントすればよいか。その場合、計画調書様式1③i、iiはどのように記入すればよいか。また、①②とも、受入に関してはどのようにカウントすればよいか。

- A. ①一回の派遣につき「1人」と延べ数でカウントしてください。
 ②派遣先ごとに重複してカウントはせず、「1人」とカウントしてください。計画調書の記入については、記入要領の記入例に従ってください。また、①②とも、受入に関しても同様にカウントしてください。

Q 4－（１）－⑨ 計画調書の様式1「③必須指標の設定」i、iiに記入する「実際に渡航する学生」には、実渡航とオンラインを組み合わせるハイブリッドの学生を含めてもよいのか。

- A. 「実際に渡航する学生」には実渡航のみの学生数を記入し、実渡航とオンラインを組み合わせる交流に参加する学生数は、「実渡航とオンライン受講を行う学生（ハイブリッド）」に記入してください。

Q 4－（１）－⑩ 計画調書の様式2「補助期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。

- A. 事業に係る経費は、「国際化拠点整備事業費補助金Q & A 3. 補助金執行関係」及び「公募要領（別添4）経費の使途可能範囲」を踏まえて記入してください。なお、補助事業として実際に取組を開始できるのは選定日ではなく、補助金の交付内定日となりますので、令和8年度の経費の積算については令和8年11月以降に必要となる経費を計上してください。

Q 4－（１）－⑪ 計画調書の様式2「補助期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点は何か。

- A. それぞれの補助対象経費の記入に際しては、具体的な経費の使途がイメージできるよう、各費目の使途及び積算についてはできるだけ具体的に記入してください。
 また、「設備備品費」「委託費」や「学生支援経費」については、補助対象経費の総額に対する上限割合（設備備品費：70%、委託費：50%、学生支援：30%）がありますので、これらに該当する経費がわかるように具体的に記載してください。

5. 選定方法等

（２）プログラム委員会による意見

Q 5－（２）－① プログラム計画が選定される際に、委員会から「プログラムの改善のための意見」が付された場合、計画調書の計画を修正して再提出する必要があるか。

- A. 計画調書の修正や再提出の必要はありませんが、フォローアップ活動において、この意見への対応

状況についても対象となりますので、当該意見を踏まえて、本事業を実施するようご留意ください。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

Q 7 - (1) - ① 計画調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

- A. 提出された計画調書について、計画調書受付期間終了後は、プログラム委員会事務局又は文部科学省が再提出を要請する場合を除き、提出された計画調書の差替や訂正は認められません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

Q 8 - (1) - ① 本補助事業に間接経費の配分はあるのか。

- A. ありません。

Q 8 - (1) - ② 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。

- A. 本補助事業の対象となる経費は、選定大学の規定等に照らし当該大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本プログラムに申請したプログラム計画の遂行に当たり直接必要な取組に対する経費となります。具体的な費目等については、「取扱要領 5 - 1. 直接経費」、「国際化拠点整備事業費補助金 Q & A 3. 補助金執行関係」及び「公募要領（別添 4）経費の使途可能範囲」をご参照ください。

Q 8 - (1) - ③ 補助対象経費の総額は、補助金申請額と大学負担額を合計した金額とあるが、この場合の大学負担額には、海外連携大学が負担する経費も含めることを想定しているのか。

- A. 補助対象経費の総額は、選定大学及び国内連携大学の補助金額と自己負担額の合計のため、海外連携大学が負担する経費を含めることはできません。ただし、海外連携大学が何らかの形で選定大学等の収入になる経費を支払った場合は、選定大学等の大学負担額を計上することもあり得と考えています。

Q 8 - (1) - ④ 海外連携大学の備品等を購入することは可能か。

- A. 本補助事業の支援対象は、選定大学（連携して事業を行う機関を含む。）となりますので、海外連携大学の備品等を購入することはできません。

Q 8 - (1) - ⑤ プログラムで実施する取組に国内連携大学・海外連携大学ではない大学の学生を TA や SA のような立場で参加させる場合に、当該学生に対して旅費や交通費を本補助金から支出することは可能か。

- A. 当該学生の参加が、プログラムの実施にとって必要不可欠なのであれば、当該学生を参加させるための旅費や交通費を負担することは可能です。その際、同大学における TA や SA などの雇用・活動に関する規定等に基づき適切に支出してください。

※ここで言及している「交通費」とは、旅費に該当しない近距離の交通費（交通機関の利用料等）です。連携大学の学生か否かにかかわらず、学生支援経費としてこれらの交通費を支出することはできません。

Q 8 - (1) - ⑥ 学生への修学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

A. 本補助金は選定されたプログラムの実施に係る教育活動に充当されるものであり、学生が通常負担する立替払いなどの交通費等の支出に対しては、原則として本補助金から支出することはできません。ただし、学生支援経費として、交流プログラムの実施における学生の受入・派遣に係る航空券代、ホテル宿泊費や宿舍借上にかかる施設・設備使用料等、宿泊施設手配のための費用について、本補助事業の実施に不可欠なものとして、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これにかかる経費を負担した場合に限り、その大学の支出について補助金から負担することができます。なお、この学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の 30%を超えないでください。

また、これらの学生支援のための経費については、恣意的な使途とならないよう、大学で、学生の選定基準・方法等について規程等を定め、これに基づき、対象となる学生の選定等について公平かつ適切に実施してください（不適切な運用が確認された場合、補助金を返還していただきますので、十分ご留意ください。）。なお、「国際化拠点整備事業費補助金 Q & A」の Q 2 - 3 において、補助事業の経理管理のための特別な規定の設置を禁止していますが、学生の選定基準・方法等についての規定等の整備は、この例外とします。

Q 8 - (1) - ⑦ 公募要領（別添 4）「学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の 30%を超えないでください。」とは、どういう意味か。

A. 補助対象経費の総額とは、補助金申請額と大学負担額を合計した金額であり、その金額の 30%まで学生支援のための経費に充当できます。補助金申請額の 30%ではないためご注意ください。

なお、額の確定の結果、一部返還額が生じ、補助対象経費の総額が減額された結果、学生支援経費の割合が 30%を超えてしまう場合は、その超過分も返還の対象となるためご注意ください。

Q 8 - (1) - ⑧ 学生支援経費にて学生の派遣を行う際に、日本を含まない 2 国間、例えば ASEAN 諸国間の交流において、補助金から旅費を支出することは可能か。

A. 対象国間の移動を交流プログラムとして企図するものであれば、補助金からの支出は可能です。ただし、学生支援経費は、航空機と宿泊費に限定されますので、鉄道での移動にかかる経費はすべて支出不可です。

Q 8 - (1) - ⑨ 学生への支援として航空券代や宿泊費を支援する場合、大学が主体となって契約しなければならないのか。

A. その通りです。立替払いなどにより学生個人が負担した経費を、事後的に当補助金から金銭補助することはできません。

Q 8 - (1) - ⑩ 学生がプログラムに参加するに際し、授業料やプログラム受講料が必要となる場合、当該費用に対して補助金を充当することは可能か。

A. 授業料やプログラム受講料等、学生個人に課される費用は、本人が負担すべきものであることから、補助の対象とはなりません。

Q 8 - (1) - ⑪ 海外へ派遣する学生に対し、学生支援経費を支出する場合、その対象は日本人学生（日本国籍を有する学生）に限定されるか。

A. 海外へ派遣する学生に対し、学生支援経費を支出する場合、原則としてその対象は日本人学生（日本国籍を有する学生）です。ただし、採択大学で学位取得を目的として正規課程に在籍する外国籍の

学生（日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）を含めることは可能です。大学の世界展開力強化事業は教育未来創造会議の第二次提言に掲げる目標（2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣）達成を一つの成果目標としており、当該目標達成のため、派遣学生への学生支援経費の対象は、原則として日本人学生のみとしています。令和6年度までの取扱いとは異なりますのでご留意ください。ただし、プログラムの趣旨に鑑みて真に必要な場合は、個別に文部科学省にお問い合わせください。

Q8－（１）－⑫ 学生支援経費による支援の対象となる学生の選考に関する規程を定めるに当たっての留意点はあるか。

- A. 選考規定や募集要項等への記載内容については、プログラムの形態により、必要な内容は異なるものと考えられ、一概には言えませんが、基本的には、選考手続、選考基準（成績・語学力等）、受給資格・条件、支給額、学生支援経費の打ち切りや採用の取り消し等の条件などが考えられます。
- なお、学生によって取扱いが異なることがないよう、あらかじめ規定しておくもののほか、必要に応じてプログラムに参加する大学間で協議のうえ、運用上の取扱いを随時明確化することが望ましいと考えられます。

Q8－（１）－⑬ プログラムの中で学生が施設見学等を実施する場合、当該施設見学にかかる費用（施設見学科料等）を支出することは可能か。

- A. プログラムや科目の一環として当該施設の見学が真に必要であり、かつ教育効果を高めるものと認められる場合に限り、支出可能です。単なる観光・娯楽目的のものは不可です。
- なお、施設見学科料は、学生支援経費ではない「その他（諸経費）」として計上してください。

Q8－（１）－⑭ 学生のプログラムの参加に係る電車代について、学生支援経費として支出可能か。

- A. 国内移動・国外移動ともに、学生支援経費としての電車代（新幹線・特急含む）は支出不可です。

Q8－（１）－⑮ 学生支援経費として、国内移動に係る交通費や乗車回数券等には原則として使用できないと記載されているが、例外的に使用できる場合としてはどのようなことが想定されるか。

- A. 受入・派遣学生の出入国に伴い国内トランジットが必要な場合については、国内移動であっても支出が認められます。（例：長崎の大学等がシンガポールからの留学生を受入れるに際し、①シンガポールー福岡、②福岡ー長崎の航空券代が発生する場合、②の区間については国内移動ではあるものの、当補助金から航空券代の支出が可能です。）

Q8－（１）－⑯ 受入れた外国人学生の宿舎として大学自己所有の留学生宿舎を借上げるために本補助金から支出することは可能か。

- A. 受入れた外国人学生の宿舎の借上げについては、大学が契約主体として宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合、本補助金から支出することは可能であり、それが自己の所有する施設であっても妨げられるものではありませんが、次の点によく留意し、適切にご判断ください。
- 当該宿舎の宿舎管理規程等において、大学自身が借主となることが可能か。
 - 他の外国人学生の入居機会を減らすこととなり、当該宿舎の設置目的や大学の外国人受入れ政策上、不適切なものとなっていないか。
 - 他の民間宿舎の市場価格に比べ不当に高い契約となるなど不適切な契約となっていないか。

Q8－（１）－⑰ 宿泊施設を利用する際の朝食等の食事代は支出可能か。

- A. 食事代は一般的に学生本人が負担することが適当と考えられますので支出不可です。領収書等を分けるなどにより、宿泊に係る経費のみを支出するようにしてください。

Q 8 - (1) - ⑱ 学生の海外への派遣及び海外からの受入に係る「旅券」や「査証」等の取得・申請手数料に対し、学生支援経費として補助金から支出を行うことは可能か。また、学生支援の経費として宿舍借上のための施設・設備使用料への支出を行う場合、当該宿舍使用に係る「電気代」や「水道代」を宿舍借上のための施設・設備使用料に含めてよい。

- A. これらの経費については、学生支援経費に該当するか否かに関わらず、補助金からの支援の対象外となります。

(認められない経費の例)

- ・学生の海外への派遣及び海外からの受入に係る「旅券」や「査証」等の取得・申請手数料
- ・当該宿舍使用に係る「電気代」や「水道代」
- ・当該宿舍において支給される「食事代」
- ・インターネット接続料金

なお、宿舍等に関する学生支援経費からの支出が認められる経費の例としては、以下のものがあげられます。

- ・宿舍借上げのための家賃
- ・民間宿舍を借り上げる契約に係る費用（敷金、礼金、仲介手数料、掛け捨ての保険料等）
- ・管理委託会社への支払（管理費、共益費）
- ・民間宿舍借上げに伴う修繕費や原状回復費用（重大な過失で深刻な被害を施設に与えた場合を除く）

Q 8 - (1) - ⑲ 設備備品費、委託費、学生支援経費については、補助対象経費の総額を基準に上限が定められているが、補助対象経費は補助事業に要した補助対象経費の総額（実支出額）を指すのか、あるいは交付決定に係る補助対象経費の総額を指すのか。

- A. 交付決定を行う際には、交付決定に係る補助対象経費が基準となります。また、額の確定を行う際には、補助事業に要した補助対象経費の総額（実支出額）が基準となります。

Q 8 - (1) - ⑳ 本補助事業において、学生の受入・派遣に係る航空券を支給した学生に、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金を支給することは可能か。

- A. 当該学生に対して、海外留学支援制度の奨学金を支給することは差し支えありません。また、他の民間等における奨学金も一般的には受給可能と考えられますが、奨学金によっては、不可となる場合もあり得ますので、当該奨学金の実施団体等に詳細をご確認ください。

9. その他

Q 9 - (1) - ① 本事業に申請しない場合、第4モードの公募に際し、影響がでることはあるのか。

- A. 今回の追加支援事業に応募されなかった場合や、応募したものの採択に至らなかった場合であっても、第4モードの審査に影響を及ぼすことはありません。今回の公募はあくまで公募要領に記載の背景・目的に基づき公募するものとなります。